

公 告

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年 7 月 30 日法律第 117 号)第 15 条及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則(平成 23 年内閣府令第 65 号)第 2 条により公表する平成 30 年度に策定する見通しの実施方針に関する事項は次のとおりである。

平成 30 年 4 月 4 日

豊橋市長 佐原 光 一

- | | |
|---------------|--|
| 1 特定事業の名称 | 豊橋市新学校給食共同調理場(仮称)整備等事業 |
| 2 特定事業の期間 | 15 年間 |
| 3 特定事業の概要 | 豊橋市新学校給食共同調理場(仮称)整備・運営事業の施設整備業務、維持管理業務及び運営業務 |
| 4 対象施設等の立地 | 豊橋市曙町字南松原 162 番地 1 外 18 筆 |
| 5 実施方針を策定する時期 | 平成 30 年 11 月 |
| 6 担当課 | 教育部保健給食課 電話 0532-51-2821 |